

玄海原発 運転差止仮処分抗告審 不当決定

国の理不尽な原発政策に司法が追随

7月10日、福岡高等裁判所(山之内紀行裁判長)は仮処分抗告審において、玄海3・4号機の運転差止を求めた私たち住民の申し立てを棄却しました。九州電力の言い分丸呑みで、危険な原発の稼働を認める、理不尽極まりない不当な決定でした。

福島第一原発事故の犠牲を何ら受け止めず、国策に追随した裁判所の姿勢は、司法の役割を放棄したと言わざるを得ません。



◆ 不当決定のポイント ◆

	私たちの訴え	福岡高裁決定
① 地震の危険	基準地震動が過小評価	合理性が認められる新規制基準に従っている
② 配管の危険	配管検査体制に不備	配管の健全性確保に適切に取り組んでいる
③ 火山の危険	巨大噴火の可能性あり	社会通念として巨大噴火は想定しなくてもよい

原発はひとたび事故を起こせば、放射能がばらまかれ、命、健康、自然環境、ふるさと、人間関係...すべてを奪います。なぜ九州電力という一企業の利益のために、私たちは被ばくを覚悟しなければならないのでしょうか。電力会社と国の進める不条理な原発政策をストップさせるのが、「人権の砦」たる裁判官の役割ではないのでしょうか。

佐賀地裁では本訴の全基差止裁判(被告:九電)、行政訴訟(被告:国)が続きます。

“犠牲の上にしか成り立たない原発”をすべて止めるまで、私たちは法廷の内外でできる行動を続けていきます。

みなさんへのお願い

裁判勝利へ向けて前へ進むために、皆様からのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

口座記号番号 01790-3-136810

口座名称 玄海原発プルサーマル裁判を支える会

佐賀地裁 来年7月結審 傍聴にお集りください!

2019年 9月27日(金)13:20~入廷前アピール

14:00~行政訴訟(第23回)

14:30~全基差止(第31回)

12月13日(金)14:00~行政(第24回)

14:30~全基(第32回)

2020年 2月21日(金)14:00~行政(第25回)

14:30~全基(第33回)

4月10日(金)10:00~証人尋問(行政)

4月17日(金)13:00~証人尋問(全基)

7月17日(金)14:00~結審(行政・全基)

※全日程で、13:30~法廷前アピールを行います

命のことだから諦めるわけにいきません!

玄海原発プルサーマルと全基を
みんなで止める裁判の会

佐賀市伊勢町2-14
TEL: 0952-37-9212 FAX: 37-9213
saiban.jimukyoku@gmail.com
http://saga-genkaijimdo.com/



2019.8.28作成

不当決定 ココがおかしい！

本当はもっとたくさんあります！

① 基準地震動の過小評価

基準地震動とは「想定される最大の地震の揺れの大きさ」。それ以上の地震に襲われた場合、安全は保証されない。住民の主張を踏まえれば玄海は2090ガルだが、現行では620ガルと3.4倍もの過小評価。

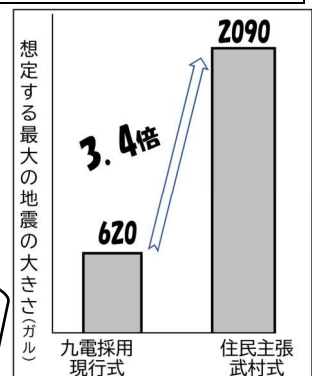
住民の主張	福岡高裁決定
A. 現行の入倉・三宅式という計算式では過小評価。武村式を用いるべき。	九電・国が採用する入倉・三宅式の手法には不確実性がある。しかし、手法自体の信頼性は否定されない。一方、住民の主張する武村式には不十分なデータがあり、関係式としての正確性は乏しい。
B. 地震は平均値で起きない。平均式と実測値との「ばらつき」を考慮すべき。	九電はデータの「不確かさ」を考慮している。ばらつきは「留意事項」にすぎない。
C. 地表面の加速度も、現行の壇他の式では過小評価。試算で矛盾も生じる。片岡式を用いるべき。	壇ほかの式を採用している国・地震本部の方式は合理的。片岡式で「矛盾」が解消したとしても、試算自体が学術的な熟度に至っていないから、片岡式の合理性があるとはいえない。

ココがおかしい！

- なぜ九電の手法は「不確実性」があっても「信頼性」があるといえるのか。
- 「ばらつき」と「不確かさ」は違う概念。論理のすり替えでごまかしている。
- 法廷プレゼンで住民側が指摘した問題点を公平に検討せず「馬耳東風」。具体的な指摘に何ら答えていない。

2016年熊本地震実測値 最大 1580ガル
2007年中越沖地震（柏崎刈羽原発敷地）1699ガル

実際の地震と比べても
小さ過ぎる！



② 配管検査体制の不備

2007年、玄海2号機の余剰抽出系配管（放射能を含む一次冷却水が流れる）でひび割れ事故発生。配管損傷から炉心溶融に至る危険性がある。美浜原発では配管損傷による死亡事故も発生した。

住民の主張	福岡高裁決定
A. 全配管を超音波検査すべきだが、事故後も検査は一部しか行われず。	九電は配管の健全性確保に適切に取り組んでおり、具体的な危険は存在しない。
B. 2018年3月、3号機再稼働直後に脱気器配管で穴が開き蒸気漏れ事故が発生した。	脱気器は法令上「亀裂その他の欠陥があってはならない」とされる対象に該当せず、問題ない。

ココがおかしい！

- 点検箇所は10年に25%だけ。点検をすべて終える頃には原子炉はすでに寿命。
- 蒸気漏れ事故後、九電前社長は「何が起こるか分からない」と弁解。そんな危険なものを動かすな！

③ 火山巨大噴火の可能性

住民の主張	福岡高裁決定
阿蘇カルデラの巨大噴火の可能性を否定できない。火砕流到達可能性を否定できないから立地不適。	巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言いきれないものの、これを想定しないことを容認するという社会通念がある。発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、自然災害として想定しなくても安全性に欠けるとはいえない。

ココがおかしい！

- 裁判は客観的な証拠で認定するもの。裁判官の主観的な「社会通念」などで判断されてはならない。
- 「火山噴火の可能性を予測するのは困難」が火山学の常識。「噴火の具体的な根拠を示せ」というのは、最初から不可能なことを原告に要求しているのと同じ！

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会